

あきた企業立地促進助成事業(環境・エネルギー型、資源素材型)

補助対象企業 環境・エネルギー型、資源素材型の企業で、工場等を新設または増設するもの。

補助要件		補助金額	
①指定申請日から操業開始日以後1年以内の投下固定資産額が、土地代を除き 3億円以上 であること。 かつ ②指定申請日から操業開始日以後1年以内に、 10人以上 の新規常用雇用者があること。(研究開発型または本社機能移転の場合は5人以上)	基本	100億円まで15% ※100億円を超えた場合、超えた額は10%	
	加算要件	新規常用雇用者が50人以上	+5%
		新規常用雇用者のうち50%以上が女性 ※指定業種及び年齢要件あり	+5%
		特別加算	最大+15%
	限度額	5億円(加算要件により最大40億円)	
	人材育成費	重点分野事業の人材育成に要する経費の1/2 (限度額25万円/人)	

手続きの流れ



令和2年度

環境調和型社会に向けた 産業の集積支援事業

～ 補助金募集のご案内 ～

第2回

リサイクル施設の整備や研究開発、販売促進など
さまざまな環境・リサイクルビジネスにご活用ください。

環境調和型社会に向けた産業の集積に関する事業にかかる
次の費用の一部を補助します!

- 環境産業施設整備費
- 環境産業研究開発費
- 環境イベント参加費
- リサイクル製品販促調査費等
- 環境産業普及啓発費

はばたく中小企業投資促進事業 (環境・エネルギー型、資源素材型)

補助対象企業

環境・エネルギー型、資源素材型の**中小企業(みなし大企業を含む)**で、
工場等を新設または増設するもの。

補助要件		補助金額	
①認定申請日から操業開始日以後1年以内の投下固定資産額が、土地代を除き 1億円以上3億円未満 であること。(注1) かつ ②認定申請日から操業開始日以後1年以内に、 5人以上 の新規常用雇用者があること。(注2)	基本	15%	
	加算要件	生産工程において、第4次産業革命分野(IoT、AI、ロボット等)を活用 または 新規常用雇用者30人以上	+5%
		新規常用雇用者のうち50%以上が女性 ※5人以上採用の場合 ※指定業種及び年齢要件あり	+5%
		特別加算	最大+15%
	限度額	3000万円(特別に認めた場合はこの限りではない)	
	人材育成費	重点分野事業の人材育成に要する経費の1/2 (限度額25万円/人)	

注1: 環境エネルギー型(電気業等を除く)企業は3千万円以上3億円未満で補助の要件を満たすものとする。
注2: 環境・エネルギー型企業で、総従業員数が100人以下または本社機能移転の場合は、新規常用雇用者が2人以上で補助の要件を満たすものとする。ただし、新規常用雇用者が4人以下の場合は、補助率を10%とする。

※環境・エネルギー型、資源素材型とは...

環境・エネルギー型

- (1) 廃棄物等を利用して製品製造を行う企業
- (2) 電気業(ただし、複数の企業が共同で行う場合に限り、かつ「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に係るものを除く)、ガス業(LNGに限る)、熱供給業等を行う企業
- (3) 新エネルギー関連機器・部品等の製造を行う企業
新エネルギー関連とは、次のようなものを指す。
 - ① 風力発電、太陽光発電、小水力発電
 - ② 次世代自動車
 - ③ 蓄電池、燃料電池

資源素材型

- (1) 鉄鋼業、非鉄金属製造業等を行う企業

<申請に関するご相談は、下記までお問い合わせください。>

秋田県産業労働部 資源エネルギー産業課(エコタウン班)

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1(県庁第二庁舎3階)
TEL:018(860)2283 FAX:018(860)3869
http://www.pref.akita.lg.jp/shigen/ E-mail:shigen-ene@pref.akita.lg.jp

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

 秋田県

環境調和型産業集積支援事業補助金

募集期間

令和2年8月3日(月)～9月4日(金)

補助金制度の内容

主に県内で発生する産業廃棄物を原料としたリサイクル事業について支援します。

補助金名	補助対象者	補助対象経費	補助率(以内)	補助金の上限額(下限額)
環境産業施設整備費補助金	県内で発生する産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収する設備を県内に整備する県内事業者及び県内へ進出する事業者	事業に係る投下固定資産を取得するための経費。なお、土地代及び車輦代を除き、リースの場合は適用外とする。	1/3	1,500万円(75万円)
環境産業研究開発費補助金	県内で発生する産業廃棄物を再使用・再生利用・熱エネルギー回収する事業に関する試験研究を行う県内事業者	研究者の件数費、原材料費、副資材費、機械装置費、工具器具費、外注加工費、委託費、技術指導受入費(人件費は補助対象経費全体の1/2以内、機械装置費は1/4以内)。	1/2	700万円(35万円)
環境イベント参加費補助金	環境展や見本市等の循環型社会形成を目的としたイベントに、自ら製造したリサイクル品を営業目的で出展する県内事業者	旅費、パネル作成費、出展費、その他知事が必要と認める経費。	1/2	100万円(10万円)
リサイクル製品販促調査費等補助金	現在製造している、もしくは製造予定のリサイクル品の販促調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告等を行う県内事業者	販促調査委託費、品質試験外注費、デザイン開発委託費、紙面広告費、チラシ印刷費、その他知事が必要と認める経費。	1/2	500万円(25万円)
環境産業普及啓発費補助金	産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収を行っている施設等を活用し、環境産業に関する普及啓発を行う県内事業者	安全に見学を行うための施設・設備の整備または改修に要する経費。見学者への説明を目的としたパネル作成費、パンフレット作成費、DVD作成費、備品等購入費、その他知事が必要と認める経費。	1/2	200万円(10万円)

手続きの流れ



※事業は年度内(令和3年3月31日まで)に完了できなければ補助金の交付ができなくなるので注意して下さい。

応募方法

(1) 応募方法について

事業認定申請書を作成のうえ、募集期間内に**県資源エネルギー産業課**に提出してください。様式は県資源エネルギー産業課のホームページからダウンロードできます。

(2) 事業認定審査会について

事業認定は、審査会による審査を実施して行います。審査会では、書類審査のほかプレゼンテーションによる審査を実施します。

(3) 補助金交付について

原則精算払いとなりますので、事業期間における補助金相当分の経費についても資金調達が必要となります。

注意事項

※環境産業施設整備費補助金に応募される方は、特に次の(1)～(3)にご注意ください。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の許可等

廃棄物処理施設(リサイクル施設)の建設工事、設備設置に着手するためには、「事前協議」や「産業廃棄物処理施設設置許可」が必要な場合があります。補助金交付決定がされていた場合でも、設置許可等が必要な施設については、許可取得後の着手となります。

(2) その他の許可等

都市計画法、建築基準法などの各種法令、条例に係る審査及び許認可等が必要な場合があります。

(3) 手続き等について

補助事業は年度内に完了しなければなりませんので、早期に関係機関と十分な協議を進め、スムーズな執行ができるようご注意ください。

特に、廃棄物処理法に関する手続きに時間を費やす事例が多数見受けられます。事業を計画される際には、あらかじめ所管の保健所へご相談ください。

(4) 事業認定について

審査結果により、申請要件を満たしていても事業認定されない場合がありますのでご注意ください。

(5) 追加募集について

予算残額等の状況により追加募集を行うことがあります。その場合は、ホームページ上でお知らせします。

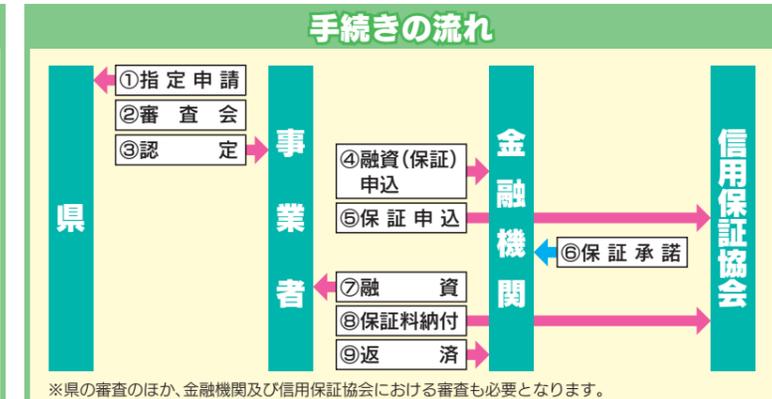
新事業展開資金(事業革新資金)による融資制度

融資対象企業

廃棄物等を活用し、再使用、再生利用または熱回収事業を行う中小企業。

融資条件

資金用途	設備資金及び運転資金
融資限度額	2億円
融資期間	10年(据置3年)
融資利率	1.30%
保証料率	0.60%以下
担保	必要に応じて徴求
保証人	連帯保証人は、原則として法人の場合代表者のみ、個人事業者に関しては不要



※県の審査のほか、金融機関及び信用保証協会における審査も必要となります。

注)「環境調和型産業集積支援事業補助金」、「あきた企業立地促進助成事業」、「はばたく中小企業投資促進事業」を申請する事業者で当該融資制度との併用をお考えの方は、同時に申請を行ってください。